

3月31日 政府交渉での確認点 安定ヨウ素剤の事前配布を求めて

- 保育所等に通っていない子どもには、自治体の判断で事前配布が可能（30km圏）
- 離島や避難困難地域での事前配布について
国は「拒否する権限も、拒否の基準もない。協議する」（30km圏）
- ひたちなか市 5km圏 3才未満児のゼリー剤は、交付金分を使用できる
5km圏外も協議会をクリアすれば使用できる
- 30km圏外自治体も、日医工(株)からゼリー剤を購入できる

3月31日、参議院議員会館にて、安定ヨウ素剤の事前配布を求める院内集会と政府交渉を行いました。交渉での確認点を紹介します。各地の活動でご利用ください。

○主催団体：鹿児島・佐賀・鳥取・福井・京都・兵庫・大阪・首都圏の市民団体（団体名は4頁）

○国側の出席者：

- ・内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付参事官補佐 林田浩一氏
- ・原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課
樋口英俊氏 防災専門職
- ・同 高野 裕氏



その1 幼稚園等での備蓄、離島や避難困難地域での事前配布問題

1. 学校・幼稚園等の避難弱者施設での備蓄について

(1) 規制庁のガイドライン^{※1}では、学校・幼稚園等の避難弱者施設で備蓄することは「必要」「必要性が高い」等と示している。これらは「例示」としてあげたもの。

（※1「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁））

(2) 幼稚園等を例示としてあげたのは「小さい子どもは放射線の感受性が高いから」（規制庁）

(3) 30km圏内の学校や幼稚園等での備蓄は、早く配るためには必要

「当然できるだけ早く配ろうということであれば、そこ（幼稚園等）に置いておくということが一番の結論ではないかと考えますので、そのように自治体に説明はしていきたい」（内閣府）

(4) 幼稚園・保育所等に通っていない子どもたちへの事前配布は、自治体が必要と判断すれば事前配布していい(30km 圏内)

「はい。してはいけないと言っている訳ではなく、調整してやっていただければと思います」(規制庁)

2. 離島や災害等で避難が困難な地域での事前配布について

(1) 30km 圏内の離島や避難困難地域では、自治体が必要と判断すれば事前配布できる

「自治体が必要と判断すれば事前配布をしてもいい」(規制庁)

(2) このような地域に自治体事前配布したい場合、

「国は拒否する権限も、拒否の基準もない。協議します」(内閣府)

(3) このような地域に事前配布を要望された場合

「『証拠』がないからと門前払いすることはない」(内閣府)

(4) まずは自治体から要望してもらうこと

「例えば、玄海原発から 30km 圏内の鷹島(長崎県)は、避難の際に原発に近づくことになるため、長崎県から要望があり、島民に事前配布している」(内閣府)

その2 ひたちなか市の事前配布と日医工からのゼリー剤購入問題

1. ひたちなか市 5km 圏内の 3 才未満の子どもには、交付金分のゼリー剤配布を認める

ひたちなか市が実施を予定している、3 歳未満児について、1 歳 6 か月健診や 3 歳児健診等で問診を行い配布するという方式について、交付金分を使えますね？

→「PAZについては、それは全く問題ないです」(内閣府)

2. ひたちなか市 30km 圏内の 3 才未満の子ども用、交付金分のゼリー剤配布は、協議会でクリアできれば予算措置をとる

「(UPZについては)協議会で議論したのちに、はい、事前配布適切ということになれば、はい、まあ、協議会クリアすれば、まあ、交付金で、予算措置はさせていただくことになるところでございます」(内閣府)

3. 内閣府が主張する「医師による服用の可否判断」は、実態からもガイドラインの記載内容からも根拠がないことが明らかになった

[内閣府の主張]

「ひたちなか市さんが配布されている薬局での配布方法では、原子力規制庁の解説書に記載されている医師による服用の可否の判断を住民が受けていると言う事は言えない、で適切な配布方法になっているとは言いがたい、と言うところで茨城県と国はそのように認識をしている」

(1) 実態面について

①「東海村方式」も医師による各個人の服用可否判断はなされていない

・実際は薬剤師がやっている。茨城県の担当者(保健福祉部薬務課)も、「東海村方式も例

外」と認めている（3月28日茨城県申し入れ時）。

・説明会会場の「建物の中に医師が居る」だけ。問診票のチェックや服用の可否判断は薬剤師が行っている。

②医師が全て説明せよというのではなく、薬剤師が説明することは認める

・「服用に際する注意点などの説明について薬剤師に協力を求めるのは、これは確かに有効・・・しかしながら、配布を受ける住民の服用、飲んでいいですよ、ダメですよと判断するのは、これは、お医者さんの役割」（内閣府）

(2) ガイドラインの記載内容について

①ガイドラインには「医師が服用の可否を判断する」とは書かれていないことを認める

・ガイドラインのどこに書かれているのか？

→「それについては、はいおっしゃる通り記載はありません」（内閣府）

②説明会会場のどこかに医師が居ればいとガイドラインに書かれていないことも認める

③結局、ひたちなか市方式がガイドラインを満たしていないとする理由について、内閣府は回答できず

→「まずは東海村から事実関係を確認したい」（内閣府）と述べるにとどめた（4月4日にメールで回答）。

市民は、丸剤も含め、交付金分を事前配布用として、早急に使えるようにすべきと求めた。

4. 内閣府の回答メールは、ひたちなか市方式を認めない理由にはならない

4月4日 内閣府から福島みずほ議員事務所に届いたメール回答（下線は引用者）

メール送信日時 April 04, 2017 1:09 PM

福島みずほ先生 事務所 御担当者様

先週31日の交渉に出席しておりました林田と申します。

東海村で行われている事前配布は、住民一人一人に医師による服用の可否の判断がなされていないと聞いている。

そうであれば、ひたちなか市の薬局での配布方法も指針に適合するのではないかと聞いている。

早急に、内閣府の緊急時安全対策交付金で財政措置をするべきではないかと聞いている。

という御質問を頂きましたので、下記の通り回答させていただきます。

東海村で行われている事前配布の方法について、茨城県薬務課に確認したところ、「医師の管理の下、問診票を確認し、既往歴や当日の体調の確認等を行い、服用の可否について適切に判断がなされている。」

ということであり、国と茨城県としては、適切に配布が行われているという認識です。

今後とも、御指導御鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（総括担当）付 参事官補佐
厚生労働省 大臣官房厚生科学課 併任 林田 浩一

このメール回答は、東海村方式について、以下の認識を示している。

- ①「医師が服用の適否を判断」するのではなく、「医師の管理の下」という抽象的な概念でいいと判断している。
- ②「問診票を確認し、既往歴や当日の体調の確認等」を行うのは医師とは限定されておらず、東海村で実際に薬剤師が実施していることを認める。
- ③「服用の可否について適切に判断がなされている」は、判断者は医師に限定されておらず、東海村で実際に薬剤師が実施していることを認める。

★東海村方式が「適切な配布」であれば、ひたちなか市の薬局配布方式も適切となる。
(市が検討している「担当医師の選定」等は「医師の管理の下」と同様となり、十分なはず)
回答メールでは、ひたちなか市事前配布分を交付金適用にする件については、直接回答していない。しかし事実上、認めざるをえないはず。

★ひたちなか市は、今年度予算でゼリー剤の独自購入予算を計上している。市の予算を使うのではなく、茨城県庁に保管してある交付金分のゼリー剤を使えるようにすべき。ゼリー剤だけでなく、丸剤についても、国と茨城県は同様の措置を早急にとるべき。

★ひたちなか市の問題は、ひたちなか市だけの問題ではない。今後、他の市町で効果的で合理的な「薬局配布方式」等を採用する場合、交付金分を使用できるかどうかという問題。

5. U P Z 外の自治体も含めて、日医工(株)からゼリー剤を購入することは可能。国は、「売ってはいけない」等は一切言っていない。U P Z 外の篠山市も購入できる道が開けた
(内閣府回答より)

- ・「ゼリー状の調達につきましては一般の薬剤と同様、医薬品医療機器等法などの関係法令を遵守した上でU P Z 外の自治体も含めて調達は可能」
- ・「他の自治体さんが買える買えないというところについて、それはもう日医工さんの判断」
- ・「生産体制と注文量がつり合いがとればとれますか、あとは日医工さんの都合で全然購入できると、いう風に認識しています。少なくとも、当方が、そのなんか、U P Z の外の自治体さんから欲しいと言われたときには売っちゃダメとか、そんなことは一切やっておりません。」

(注：3才児未満用のゼリー状安定ヨウ素剤は、日医工(株)のみが販売している)

2017年4月15日

安定ヨウ素剤の事前配布を求める院内集会 & 政府交渉主催団体

川内原発30キロ圏住民ネットワーク/玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会/ふるさとを守る高浜・おおいの会/グリーン・アクション/美浜の会/避難計画を案ずる関西連絡会/FoE Japan/グリーンピース・ジャパン/福島老朽原発を考える会/原子力規制を監視する市民の会/賛同：原発なしで暮らしたい宮津の会

この件の連絡先

原子力規制を監視する市民の会

東京都新宿区下宮比町 3-12 明成ビル 302 TEL 03-5225-7213 FAX 03-5225-7214

美浜の会(美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会)

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581